

保安林内における作業許可の取扱い

令和6年4月

奈良県環境森林部森林環境課

目 次

第 1	保安林における制限と作業許可	1
第 2	作業許可と保安林解除	1
第 3	許可を必要とする行為	2
第 4	許可を必要としない場合	2
第 5	許可をしない場合	4
第 6	許可基準	5
第 7	許可申請書及び添付書類について	8
第 8	作業許可申請に伴う立木の伐採について	9
第 9	作業着手の手続きについて	9
第 10	作業完了の手続きについて	9
第 11	林道・作業道の使用許可（継続作業許可）について	9
第 12	許可の条件	10

参考 作業許可申請書及び添付書類の作成例

第 1 保安林における制限と作業許可

保安林制度は、森林の有する公益的機能を発揮させることを目的とした制度なので、保安林として指定された森林の保全と適切な森林施業の確保をはかる必要があります。

このため、保安林においては森林法第 34 条で「立木の伐採」と「土地の形質の変更」について制限を課しています。

ところで、保安林ではこれらの行為が絶対に許されないというものでなく、都道府県知事の許可を要することとされていますが、この許可を普通「伐採許可」及び「作業許可」とよんでいます。

このうち、「作業許可」については、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められないもので、土地の形質の変更等の態様・規模が軽微であるもの、また一時的であるものに限り対象としていますが、許可後も引き続き保安林としての制限を受けるものです。

第 2 作業許可と保安林解除

保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれのないものは「作業許可」で対応できますが、保安林を森林以外の用途に供するいわゆる「転用」の場合は「保安林の指定の解除」という手続きが必要で、知事は作業許可はできません。（ただし、例外的に「保安林の指定の解除」の予定告知後 30 日を経過し、異議意見書の提出もなく、官報告示を残すのみとなっている解除予定保安林については、知事の「作業許可」代替施設の設置のための「転用」をすることは可能です。）

林道については、車道幅員が 4 メートル以下であって、森林の施業・管理に供するため周囲の森林と一体として管理することが適当と認められる場合に作業許可の対象となります。

農道、市町村道その他の道路については、森林内に設置され、その規格・構造が林道と同等のものであって、森林の施業・管理に資すると認められるものに限り林道と同様に扱われます。

しかし、これらの場合は許可後も引き続き保安林としての制限を受けるので、期限後も継続して使用しようとする場合には、更新手続きが必要となります。

第3 許可を必要とする行為

保安林における作業許可を必要とする行為は次のとおりです。

- 1 立木の伐採
- 2 立木の損傷
- 3 家畜の放牧
- 4 下草の採取
- 5 落葉の採取
- 6 落枝の採取
- 7 土石の採掘
- 8 樹根の採掘
- 9 開墾
- 10 土地の形質を変更する行為（上記以外の行為）

第4 許可を必要としない場合

「第3 許可を必要とする行為」に該当する行為であっても、次に該当する場合には許可を受ける必要はありません。

- 1 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合。（例：森林病虫害等防除法第3条、第5条の枝条・樹皮の焼却命令、道路法第44条の規定による竹木の伐採命令、航空法第49条の規定による飛行場の進入表面転移表面の上に出る高さの植物等の除去命令。）
- 2 森林所有者等が、森林施業に関する測量又は実地調査のため市町村長の許可を受けて他人の土地に立ち入り、又は測量もしくは実地調査の支障となる立木竹を伐採する場合。
- 3 農林水産大臣又は都道府県知事が森林法の施業のために必要があるときに、当該職員に、他人の森林に立ち入って測量もしくは実地調査をさせ、標識を建設させ、又は測量、実地調査もしくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させる場合。
- 4 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する場合。
- 5 軽易な行為であって省令に定められた次の場合。
 - (1) 造林又は保育のためにする地ごしらえ、下刈り、つる切り又は枝打ち。
 - (2) 倒木又は枯死木の損傷
 - (3) こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木の損傷。

6 その他省令で定める場合。

- (1) 国又は都道府県が森林法第 41 条の保安施設事業、砂防法第 1 条に砂防工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事もしくはほた山崩壊防止工事を実施するためにする場合。
- (2) 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守のためにする場合。

例：① 測量法第 16 条、第 17 条により、国土地理院が測量を実施するための障害物の除去。

② 漁業法第 122 条により漁業に関する測量、実地調査のための立竹の伐採その他障害物の除去。

③ 鉱業法第 101 条による鉱業に関する測量または実地調査のための立竹の伐採。

④ 国土調査法第 26 条による障害物の伐除及び第 28 条による土壌等の採取。

⑤ 電気通信事業法第 81 条による通信の確保のための植物の伐採等。

⑥ 電気事業法第 61 条による電線路の確保または工事のための障害物の除去。

⑦ 自然公園法第 32 条による公園事業の執行等に関する実地調査のための障害物の除去。

⑧ 土地収用法第 14 条第 1 項による障害物の伐除及び土地試掘等。

⑨ 自然環境保全法第 31 条による実地調査のための障害物の除去等。

⑩ ガス事業法第 44 条による導管の設置又は保守のための障害物の伐採等。

- (3) 国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事と協議するところに従い当該国有林の区域内においてする場合。

※ 国有林内の保安林における作業許可については、所轄の営林署に相談してください。

第5 許可しない場合

作業許可申請に係る行為が、周辺地域に土砂の流出等の被害を及ぼすおそれがある場合、立木の生育及び土壌の生成を阻害し又はその性質を改変する等保安林に保安機能の低下をもたらすと認められる場合については作業許可はできません。

作業許可の申請が次に該当する場合は許可をしません。ただし、保安林の指定を解除する予定である旨の告示の日から30日を経過し、かつ、異議意見書の提出がない解除予定保安林において保安林解除申請書に添付された事業計画書及び代替施設計画書の内容に従って行うものである場合、及び「第6許可基準」に掲げる場合はこの限りではありません。

- (1) 立木の伐採については、当該伐採により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合。
- (2) 立木の損傷については、当該損傷により立木の生育を阻害し、そのため保安林の指定目的の達成に支障を及ぼすおそれがある場合。
- (3) 下草、落葉又は落枝の採取については、当該採取により土壌の生成が阻害され、又は土壌の理学性が悪化もしくは土壌が流亡する等により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合。
- (4) 家畜の放牧については、当該放牧により立木の生育に支障を及ぼし又は土砂が流出しもしくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能に維持に支障を及ぼすおそれがある場合。
- (5) 土石又は樹根の採掘については、当該採掘（鉱物の採掘に伴うものを含む。）により立木の生育を阻害するか又は土砂が流出しもしくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれのある場合。
ただし、当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において、2年以内に当該採掘跡地に造林が実施されることが確実と認められるときを除く。
- (6) 開墾その他の土地の形質を変更する行為については、農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡幅、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合、一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合及び土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合。

第6 許可基準(別表)

区 分	行為の目的・態様・規模等
1 森林の施業・管理に必要な施設	<p>(1) 林道(車道幅員が4メートル以下のものに限る。)及び森林の施業・管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合。</p> <p>(2) 森林の施業・管理の用に供する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合。</p>
2 森林の保健機能の増進に資する施設	<p>保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号。以下「森林保健機能増進法」という。)第2条第2項第2号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合(森林保健機能増進法第5条第1号の保健機能森林の区域内に当該施設を設置する場合又は当該施設を設置しようとする者が当該施設を設置しようとする森林を含むおおむね30ヘクタール以上の集団的森林につき所有権その他の土地を使用する権利を有する場合を除く。)であって、次の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 当該施設の設置のための土地の形質の変更(以下この表において「変更行為」という。)に係る森林の面積の合計が、当該変更行為を行おうとする者が所有権その他の土地を使用する権利を有する集団的森林(当該変更行為を行おうとする森林を含むものに限る。)の面積の10分の1未満の面積であること。</p> <p>(2) 変更行為(遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を除く。以下同じ。)を行う箇所が、次の①及び②の条件を満たす土地であること。</p> <p>① 土砂の流出・崩壊等の災害が発生するおそれのない土地</p> <p>② 非植生状態(立木以外の植生がない状態をいう。)で利用する場合にあつては傾斜度が15度未満の土地、植生状態(立木以外の植生がある状態をいう。)で利用する場合にあつては傾斜度が25度未満の土地。</p> <p>(3) 1箇所当たりの変更行為に係る森林の面積は、立木の伐採が材積にして30パーセント以上の状態で変更行為を行う場合には0.05ヘクタール未満であり、立木の伐採が材積にして30パーセント未満の場合には1.20ヘクタール未満であること。</p>

	<p>(4) 建築物の建築を伴う変更行為を行う場合には、一建築物の建築面積は 200 平方メートル未満であり、かつ、一変更行為に係る建築面積の合計は 400 平方メートル未満であること。</p> <p>(5) 一変更行為と一変更行為との距離は、50 メートル以上であること。</p> <p>(6) 建築物その他の工作物の設置を伴う変更行為を行う場合には当該建築物その他の工作物の構造が、次の条件に適合するものであること。</p> <p>① 建築物その他の工作物の高さは、その周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であること。</p> <p>② 建築物その他の工作物は、原則として木造であること。</p> <p>③ 建築物その他の工作物の設置に伴う切土又は盛土の高さはおおむね 1.5 メートル未満であること。</p> <p>(7) 遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を行う場合には幅 3 メートル未満であること。</p> <p>(8) 土地の舗装を伴う変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を含む。）を行う場合には、地表水の浸透、排水処理等に配慮してなされるものであること。</p>
<p>3 森林の有する保安機能を維持・代替する施設</p>	<p>(1) 森林の保安機能の維持・強化に資する施設を設置する場合。</p> <p>(2) 保安林の転用に当たり、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合。</p>
<p>4 その他</p>	<p>(1) 上記 1 から 3 に規定する以外のものであって次に該当する場合。</p> <p>① 施設等の幅が 1 メートル未満の線的なものを設置する場合。（例えば、水路、へい、柵等）</p> <p>② 変更行為に係わる区域の面積が 0.05 ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね 1.5 メートル未満の点的なものを設置する場合。（例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、電送用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等）</p> <p>ただし、区域内に建築物を設置するときには、建築面積が 50 平方メートル未満であって、かつその高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとし、保健、風致保安林内の区域に</p>

	<p>建築物以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限る。</p> <p>(2) その他</p> <p>一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。</p> <p>① 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること。</p> <p>② 変更行為の終了後には植栽され確実に森林に復旧にされるものであること。</p> <p>③ 区域の面積が0.2ヘクタール未満のものであること。</p> <p>④ 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられているものであること。</p> <p>⑤ 切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満のものであること。</p>
--	--

上記の基準に該当する案件で、次のすべて事項に該当し、申請に係る行為が計画の内容どおり実施されることが確実で、かつ、当該行為により当該保安林の保全対象が害されることがない場合には作業許可ができます。

- ① 行為に関する計画の内容が具体的であること。
- ② 申請者が当該保安林の土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。
- ③ 申請者に当該行為を遂行するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。

第 7 許可申請書及び添付書類について

保安林内において、森林法第 34 条第 2 項の作業許可を受けようとする場合には、次の書類（正副 2 通）を提出してください。

- 「保安林内作業許可申請書」（1 号様式）
- 「1. 作業内容説明書」（2 号様式）
- 「2. 添付図面等」（以下参照）

2. 添付図面等の作成要領

(1) 位置図

原則として国土地理院の 5 万分の 1 の地形図に申請区域を明示する。
(1/25,000 か市町村の管内図でもかまわない。)

(2) 事業計画図（区域図）

原則として 1/5,000 の地形図に申請区域（関係施設）・当該地番・隣接地番・地番界を明示する。(1/5,000 がなければ 1/2,500 もしくは 1/2,000 でも構わない。)

(3) 丈量図もしくは面積計算の根拠となる図面

作業道で、丈量図を作成できないものは、数点の横断を測り、面積計算表及びその根拠図面を添付する。

(4) 縦・横断図及び定規図等

林道等線的なものは、縦・横断図及び定規図等を添付する。
作業道で、縦・横断図を作成していないものは標準断面図でも構わない。

(5) 現況写真

事業予定地の全景がわかるもの及び部分の写真 2~3 枚に、申請部分を赤で明示し、撮影方向図を添付する。(事業計画図の中に撮影方向をおとしてもよい。)

(6) 土地登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

当該保安林の土地登記事項証明書等を添付する。

(7) 施設の設置等に係る作業許可申請の場合には、「実施計画書」、「実施設計図」、「土量計算書」その他必要な図書を添付すること。

なお、「実施計画書」には、具体的な行為の内容、設置する施設の位置、

規模、構造、工程等が明らかにされていること。

(8) 本人確認書類

申請者（国、地方公共団体及び独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類する書類であって氏名及び住所を証する書類

(9) その他行政庁の許認可証等

他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

(10) 権原を証する書類

申請者が森林の土地の所有者でない場合には、当該森林を使用する権原を有することを証する書類、立木伐採を伴う場合には伐採する権原を有することを証する書類

(11) 境界確認書類

隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類

ただし、次のいずれかに該当する場合には、省略が可能。

- ・申請の対象地が隣接森林と境界に接していないことが明らかな場合
- ・地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより隣接森林との境界が明らかな場合
- ・隣接森林の土地の所有者と境界確認を確実に行うと認められる場合

第 8 作業許可申請に伴う立木の伐採について

作業許可申請に立木の伐採が伴う場合には、伐採しようとする日の2週間前までに、「保安林内立木伐採届出書」（3号様式）1通に図面を添付して知事に提出しなければなりません。

第 9 作業着手の手続きについて

作業に着手したときには、すみやかに、保安林内作業着手届（4号様式）を知事に提出してください。

第 10 作業完了の手続きについて

作業等の期間が満了した場合（許可期間前に行為が終了した場合を含む。）、もしくは、林道等の開設の作業許可を開設後の使用の作業許可を同時に申請した場合で開設が終わった場合には、すみやかに、保安林内作業完了届（5号様式）を知事に提出してください。

なお、当該届出書には、出来型図面・出来型写真を添付してください。

第 11 林道等の使用許可（継続作業許可）について

林道等の作業許可については、開設する時に、開設と使用の作業許可（併せて2年もしくは5年以内）を申請していただき、その使用の期間が満了したときに継続して当該路線を使用しようとする場合には、改めて作業許可申請（使用の作業許可）をして下さい。

その場合、もし、保安林内の占用面積等に変化がない場合には、第7の添付書類の内、丈量図、縦・横断図及び定規図等は省略していただいても構いません。

期間につきましては、次のページの行為の期間を参照してください。

第 12 許可の条件

保安林内での作業を許可する場合には、知事は、次の事項について条件を付けます。

(1) 行為の期間

※

- ① 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間。
- ② 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、別表の1及び2にあっては、当該行為に着手する時から5年以内の期間又は当該施設の使用が終わるまでの期間のいずれか短い期間とし、別表の3及び4にあっては、当該施設の使用又は当該行為が終わるまでの期間。

- (2) 事後における森林の復旧義務（植栽方法、期間、樹種）
- (3) 許可年月日、許可内容、許可期間、申請者氏名等が明記された許可内容表示板（6号様式）の現地表示
- (4) 事業の着手届出・完了届出の義務
- (5) 施設の保守、管理義務及び有責事由による災害時の復旧責務の原則
- (6) 県職員による現地指示事項等の遵守義務
- (7) 監督処分、許可の取消し等に該当する事項
- (8) その他必要な事項

※ 指定施業要件として植栽の期間が定められている場合

指定施業要件は、個々の保安林ごとに定められているので一概にはいえませんが、皆伐が可能な人工林の場合では、通常2年以内の植栽義務が課せられています。従って、作業許可期間も2年以内となります。

詳しくは、個別の案件毎に保安林台帳を閲覧して調べてください。

(1号様式)

保安林内作業許可申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住 所
氏名 又は 名称
及び 代表者氏名

次の森林において次のように作業したいので許可されたく、森林法第34条第2項の規定によりその許可を申請します。

森林の所在場所

市 町
郡 村大字 字 番地ほか 筆

保安林の指定の目的

行 為 の 方 法		
期 間	始 期	
	終 期	
備 考 (面 積)		

※ 様式は日本工業規格A4版とする。

(2号様式)

1. 作業内容説明書

(1) 事業の名称

(2) 事業主体

(3) 事業等に要する資金及びその調達状況

事業等に要する資金の額	円
資金の調達状況	

(4) 作業面積の算定根拠

(5) 事業等に供される土地の権利の取得状況

(6) 他法令による処分状況

(7) 残土又は廃土の処理状況

※ 様式は日本工業規格A4版とする。

2. 添 付 図 面 等

- (1) 位置図
- (2) 事業計画図（区域図）
- (3) 丈量図もしくは面積計算の根拠となる図面
- (4) 縦・横断面図及び定規図等
- (5) 現況写真
- (6) 土地登記事項証明書等
- (7) 《施設の設置に係る場合》「実施計画書」その他必要な図書
- (8) 本人確認書類
- (9) その他行政庁の許認可証等
- (10) 権原を証する書類
- (11) 立木の伐採を伴う場合、境界確認書類

(3号様式)

保安林内立木伐採届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所
氏名 又は 名称
及び 代表者氏名

次のとおり森林の立木の伐採をしたいので、森林法施行規則第60条第2項の規定により届け出ます。

保安林の指定の目的

森 林 の 所 在 場 所	市 町 大 字 字 番 地 郡 村 ほか 筆
伐 採 の 目 的	
伐採を開始する日及び伐採を終わる日	
伐採面積及び伐採立木の本数	
伐採の方法(皆伐、択伐、間伐の別) 並びに伐採する立木の樹種及び年齢	
備 考	

※ 様式は日本工業規格A4版とする。

別紙

立木調書

所在地	面積 (m ²)	樹種	林齡	本数 (本)	備考
計					

(4号様式)

保安林内作業着手届

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住 所
氏名 又は 名称
及び 代表者氏名

年 月 日付け 第 号の で許可のあった作業 () は
年 月 日に着手したので届けます。

森林の所在場所

市 町
郡 村大字 字 番地ほか 筆

※ 様式は日本工業規格A4版とする。

(5号様式)

保安林内作業完了届

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住 所
氏名 又は 名称
及び 代表者氏名

年 月 日付け 第 号の で許可のあった作業 () は
年 月 日に完了したので、下記を添付して届けます。

森林の所在場所

市 町
郡 村大字 字 番地ほか 筆

記

- 1 出来型図面
- 2 出来型写真

※ 様式は日本工業規格A4版とする。

(6号様式)

保安林内作業許可内容表示板	
許可年月日及び番号	年 月 日 奈良県指令 第 号の
保安林の種類	〇〇保安林
所在場所	
行為の方法	
許可期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
申請者住所氏名	

(注1) 表示板の大きさは横40cm、縦30cmとし、材質等は適当なものを使用すること。

(注2) 表示板は、行為期間中許可区域または付近の見やすい場所(道の場合は当該許可の起点)に設置すること。

参考

作業許可申請書及び添付書類の作成例

(1号様式)

作成例

保安林内作業許可申請書

中山 第1号
令和5年4月1日

奈良県知事 殿

申請者 奈良市中山町1234-1
中山森林組合
代表理事組合長 山中太郎

次の森林において次のように作業したいので許可されたく、森林法第34条第2項の規定によりその許可を申請します。

森林の所在場所

奈良市中山町1234-7番地 ほか2筆

保安林種に応じて「水源の涵養のため」「土砂の流出の防備のため」等としてください。

着工予定の日を書き、その後に「(許可のあった日から)」と書く。

保安林の指定の目的

水源のかん養のため

行 為 の 方 法	作業道の開設及び使用	
期 間	始 期	令和5年6月1日(許可のあった日から)
	終 期	開設は令和5年8月31日まで 使用は令和7年3月31日まで
備 考 (面 積)	延長150m、幅員3.0m(占有面積750㎡)	

備考欄には事業量と必ず面積を記載してください。

作業道、林道等で開設と使用を同時に申請する場合には開設の完了予定年月日と使用の満了予定年月日の両方を記載する。なお、満了予定年月日については植栽指定があれば2ヶ年目の3月31日、植栽指定がなければ5ヶ年目の3月31日としてください。

(2号様式)

1. 作業内容説明書

(1) 事業の名称
作業道中山線開設事業

(2) 事業主体
中山森林組合

(3) 事業等に要する資金及びその調達状況

事業等に要する資金の額	4,500,000円
資金の調達状況	補助事業名 …森林組合活性化事業 県 (50%) 市 (10%) 森林組合 (40%)

(4) 作業面積の算定根拠
別紙面積計算表により算定

(5) 事業等に供される土地の権利の取得状況
土地所有者田中一郎ほか2名から土地の使用承諾を得ている。
(別添写しのとおり)

(6) 他法令による処分状況
令和5年3月1日自然公園法第17条第3項の規定により特別地域内土地
形状変更許可申請済み

(7) 残土又は廃土の処理状況
残土 200 m³、盛土 100 m³で残土が 100 m³発生するが、残土は中山町 5000 番地の自己
所有地において処分する。位置は位置図のとおり。

事業費を記載してください。
補助事業名と負担割合を記載してください。

三斜法により丈量図を作成して面積計算表を作る。
簡易な作業道等で丈量図を作成できない場合は、測点
間の距離に平均幅をかけて面積計算してもよい。

申請者が登記上の森林所有者でない場合は、土地を使
用する権利の取得状況を記載し土地使用承諾書等の
写しを添付すること。

他法令により制限がある場合、その法令条項名と許認
可の状況を記載すること。

切盛残土の量を記載し、残土が発生する場合はその処
分地の所在を記載し、添付書類の(1)位置図にてその
位置を明示する。

※ 様式は日本工業規格A4版とする。

2. 添 付 図 面 等

(1) 位置図

別添のとおり

(2) 事業計画図（区域図）

別添のとおり

(3) 丈量図もしくは面積計算の根拠となる図面

別添のとおり

登記情報提供サービスの写しも可。

登記事項証明書を添付する際は、副本はコピーで可。

(4) 縦・横断図及び定規図等

別添のとおり

(5) 現況写真

別添のとおり

(6) 土地登記事項証明書等

別添のとおり

(例)

法人：登記事項証明書、法人番号を記載した書類、法人名称や所在地が分かる書類等

法人以外の団体：代表者の氏名及び規約その他組織運営に関する書類等

個人：住民票、個人番号カード、運転免許証、健康保険証、パスポート等

(7) 《施設の設置に係る場合》「実施計画書」その他必要な図書

別添のとおり

(8) 本人確認書類

別添のとおり

申請者が登記上の森林所有者でない場合は、土地を使用する権利の取得状況を記載し土地使用承諾書等の写しを添付すること。伐採を伴う場合、申請者が森林所有者でない場合は、伐採する権原を有することを証明する書類（造林委託契約書等）を提出すること。

(9) その他行政庁の許認可証等

別添のとおり

(10) 権原を証する書類

別添のとおり

境界確認書、添付を省略できる場合はその旨を記載した書類等

(11) 立木の伐採を伴う場合、境界確認書類

別添のとおり

(3号様式)

保安林内立木伐採届出書

中山第2号

令和5年4月1日

奈良県知事 殿

届出者 奈良市中山町 1234-1
中山森林組合
代表理事組合長 山中太郎

次のとおり森林の立木の伐採をしたいので、森林法施行規則第60条第2項の規定により届け出ます。

保安林の指定の目的

森林の所在場所	奈良市中山町 1234-7 番地ほか 2 筆
伐採の目的	作業道中山線開設のため
伐採を開始する日及び伐採を終わる日	令和5年6月1日～令和5年8月31日
伐採面積及び伐採立木の本数	伐採面積 750㎡
伐採の方法(皆伐、択伐、間伐の別) 並びに伐採する立木の樹種及び年齢	皆伐 別紙立木調書のとおり
備考	

※ 様式は日本工業規格A4版とする。

別紙

立木調書

所在地	面積 (m ²)	樹種	林齡	本数 (本)	備考
奈良市中山町 1234-7	100	スギ	20	25	
奈良市中山町 1234-8	600	ヒノキ	25	150	
奈良市中山町 1234-9	50	その他 広葉樹	30	20	
計	750			195	

(4号様式)

保安林内作業着手届

中山 第3号
令和5年6月2日

奈良県知事 殿

申請者 奈良市中山町1234-1
中山森林組合
代表理事組合長 山中太郎

令和5年4月29日付け森生第10号の100で許可のあった作業（作業道の開設）は
令和5年6月1日に着手したので届けます。

森林の所在場所

奈良市中山町1234-7番地 ほか2筆

※ 様式は日本工業規格A4版とする。

(5号様式)

保安林内作業完了届

中山 第4号
令和5年9月1日

奈良県知事 殿

申請者

奈良市中山町1234-1
中山森林組合
代表理事組合長 山中太郎

令和5年4月29日付け森生第10号の100で許可のあった作業（作業道の開設）は
令和5年8月31日に完了したので、下記を添付して届けます。

森林の所在場所

奈良市中山町1234-7番地 ほか2筆

記

- 1 出来型図面
- 2 出来型写真

※ 様式は日本工業規格A4版とする。

(6号様式)

保安林内作業許可内容表示板	
許可年月日及び番号	令和5年4月29日奈良県指令森生第10号の100
保安林の種類	水源かん養保安林
所在場所	奈良市中山町1234-7番地ほか2筆
行為の方法	作業道の開設及び使用
許可期間	令和5年6月1日 から 令和7年3月31日 まで
申請者住所氏名	奈良市中山町1234-1 中山森林組合 代表理事組合長 山中太郎

(注1) 表示板の大きさは横40cm、縦30cmとし、材質等は適当なものを使用すること。

(注2) 表示板は、行為期間中許可区域または付近の見やすい場所（道の場合は当該許可の起点）に設置すること。

(1号様式)

作成例 ※継続して使用する場合

保安林内作業許可申請書

中山 第110号
令和7年3月20日

奈良県知事 殿

申請者 奈良市中山町1234-1
中山森林組合
代表理事組合長 山中太郎

次の森林において次のように作業したいので許可されたく、森林法第34条第2項の規定によりその許可を申請します。

森林の所在場所

奈良市中山町1234-7番地 ほか2筆

保安林の指定の目的 水源のかん養のため

行 為 の 方 法	作業道の使用	
期 間	始 期	令和7年4月1日（許可のあった日から）
	終 期	令和9年3月31日まで
備 考（面 積）	延長150m、幅員3.0m（占有面積750㎡）	

※ 様式は日本工業規格A4版とする。

添 付 図 面 等

(1) 位置図

別添のとおり

(2) 事業計画図（区域図）

別添のとおり

(3) 丈量図もしくは面積計算の根拠となる図面

—

(4) 縦・横断図及び定規図等

—

保安林内の占有面積等に変化がなければ、添付書類のうち、丈量図、縦・横断図及び定規図等、実施計画書などの書類は省略していただいてもかまいません。

(5) 現況写真

別添のとおり

(6) 土地登記事項証明書等

別添のとおり

(7) 《施設の設置に係る場合》「実施計画書」その他必要な図書

—

(8) 本人確認書類

別添のとおり

(9) その他行政庁の許認可証等

—

(10) 権原を証する書類

別添のとおり

(11) 立木の伐採を伴う場合、境界確認書類

—